****

越生町母子保健事業のご案内



**越生町保健センター**

　 〒350-0416

　 埼玉県入間郡越生町大字越生917番地

　 電話　049-292-5505（直通） FAX 049-292-5623

保健センターでは、妊娠期・出産期・子育て期に関するさまざまな相談に

応じ、各種教室の開催や訪問を実施しています。

越生町で安心して妊娠期から子育て期までを過ごせるよう、子育て支援課を始

めとした様々な部署と連携を図りながら、切れ目のない支援をめざしています。





**こども家庭センターについて**

こどもに関する相談を担当する、保健センター（母子保健担当）と

子育て支援課（児童福祉担当）が一体的に相談対応を行うために、

「こども家庭センター」を開設しました。

すべてのこどもと妊婦さん、ご家族のご相談をお受けします。

・各種予防接種について

![MCj03951400000[1]]()　　　　　　　　　　　　　　　・乳幼児健康診査について

　　　　　　　　　　　　　　　・赤ちゃん訪問について

　　　　・育児相談、栄養相談、健康相談について

![MCj03952120000[1]]()保健センター

　　こころやからだについての相談を保健師や助産師、管理栄養士が

お受けします

・こどもの医療費助成について

・保育所、学童保育室に関する手続きについて

・ベビーベッド無料貸し出しについて

・チャイルドシート購入費助成について

子育て支援課（町役場）

子育てに関する様々な行政サービスを提供します

![MCj03951960000[1]]()その他

病院、保健所、児童相談所、保育園など

目　 次

**妊 娠 前** １．健康相談　　　　　　　　　　　　・・・・・・・Ｐ． １

　　　　　　　　　２．栄養相談　　　　　　　　　　　　・・・・・・・Ｐ． １

３．ウエルカム赤ちゃん事業　　　　　・・・・・・・Ｐ． １

４．大人の風しん予防接種助成事業　　・・・・・・・Ｐ． ２

**妊 娠 期** １．妊婦健康相談・訪問　　　　　　　・・・・・・・Ｐ． ４

２．栄養相談　　　　　　　　　　　　・・・・・・・Ｐ． ４

３．低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業・・Ｐ． ４

４．妊娠届・母子健康手帳の交付　　　・・・・・・・Ｐ． ４

５．妊婦健康診査　　　　　　　　　　・・・・・・・Ｐ． ４

６．妊婦タクシー利用料金助成事業　　・・・・・・・Ｐ． ６

７．ママパパ教室　　　　　　　　　　・・・・・・・Ｐ． ６

知ってほしい　健康のはなし　パート1・・・・・・・Ｐ． ７

**出産後の時期**１．新生児・乳児・産婦訪問　　　　　・・・・・・・Ｐ． ９

２．新生児聴覚検査費用助成事業　　　・・・・・・・Ｐ． ９

３．産後健診推進事業　　　　　　　　・・・・・・・Ｐ．１0

４．未熟児養育指導・未熟児養育医療　・・・・・・・Ｐ．１0

５．産後ケア事業　　　　　　　　　　・・・・・・・Ｐ．１0

知ってほしい　健康のはなし　パート2・・・・・・・Ｐ．１１

**子育て期**１．育児相談・栄養相談　　　　　　　・・・・・・・Ｐ．１２

２．乳幼児健康診査　　　　　　　　　・・・・・・・Ｐ．１２

３．ブックスタート事業　　　　　　　・・・・・・・Ｐ．１２

４．こどもの発育相談　　　　　　　　・・・・・・・Ｐ．１２

５．親子のふれあいベビーマッサージ教室・・・・・・Ｐ．１３

６．わくわく栄養講座　　　　　　　　・・・・・・・Ｐ．１３

７．予防接種　　　　　　　　　　　　・・・・・・・Ｐ．１３

知ってほしい　健康のはなし　パート3・・・・・・・Ｐ．１４

≪資　料≫　　　　令和７年度予防接種指定医療機関

　　　　　　　　　関係機関連絡先一覧



妊　娠　前

１．健康相談

保健センターでは、こころとからだの健康相談、血圧測定、妊娠・不妊についての相談、思春期保健相談など様々な相談に応じています。どなたでもお気軽にご相談ください。

２．栄養相談

　管理栄養士による栄養相談を実施しています。４日間の食事記録を用いて個別にお話を伺います。生活習慣病の栄養相談や、妊娠期の栄養相談もできます。予約制、一人あたり50分間。日程は、保健センター事業のご案内をご確認ください。



３．ウエルカム赤ちゃん事業

不妊とは妊娠を希望していても１年以上自然妊娠しないことをいいます。不妊の原因は男性にも女性にも可能性があります。そのため、夫婦そろっての検査が必要です。また、医学的に妊娠する確率は年齢と共に低下するといわれています。

不育症とは、妊娠はするものの２回以上の流産・死産あるいは生後１週間以内に死亡する早期新生児死亡によって赤ちゃんが得られないことをいいます。

町では、赤ちゃんを望むご夫婦に対して、早期不妊検査費、不育症検査費、不妊治療費、男性不妊治療費の一部を助成します。保健センターで申請してください。

【早期不妊検査費の助成】

**対象者**：以下のすべてに該当する方

①不妊検査開始時の女性の年齢が４３歳未満の法律上の婚姻関係にある男女

　及び事実婚関係にある男女

②男女の双方または一方が、越生町内に住民登録があること

③検査期間が１年未満であり、検査開始日から１年以内の申請であること

**対象検査**：以下のすべてに該当する方

①男女が共に受けた不妊検査

②男女のどちらかの検査開始日の、早い方の日から一年以内のもの

③他の助成を受けていない不妊検査にかかわる経費であること

**助成回数**：１組の男女につき１回限り（他の市町村で助成を受けたものも含み、過去に同一の助成を受けていない男女に限る）

**助成金額**：検査にかかわる費用のうち、自己負担額（１，０００円未満の端数切捨て）

　　　　　上限額は以下の通り。

①助成対象となる検査開始時の女性の年齢が３５歳未満の申請　３万円

　　　　　②上記①以外の申請　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２万円

【不育症検査費の助成】

**対象者**：以下のすべてに該当する方

①不妊検査開始時の女性の年齢が４３歳未満の法律上の婚姻関係にある男女

　及び事実婚関係にある男女

②男女の双方または一方が、越生町内に住民登録があること

**対象検査**：①男女が共に受けた不育症検査で、検査開始日のどちらか早い方の日から、１年以内のものまたは、女性のみが受けた不育症検査で、検査開始日から１年以内のもの

②他の助成を受けていない不妊検査にかかわる経費であること

**助成回数**：１組の男女につき１回限り（他の市町村で助成を受けたものも含み、過去に同一の助成を受けていない男女に限る）

**助成金額**：検査にかかわる費用のうち、自己負担額（１，０００円未満の端数切捨て）

①助成対象となる検査開始時の女性の年齢が３５歳未満の申請　３万円

　　　　　②上記①以外の申請　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２万円

【不妊治療費の助成】

**対象者**：以下のすべてに該当する方

①妊娠を望む法律上の婚姻関係にある男女及び事実婚関係にある男女の双方または一方が越生町内に居住し、住民登録があり、申請をした日において１年以上居住していること

②不妊治療を開始した日において、女性の年齢が４３歳未満の男女

③町税等を滞納していない

④医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者、又は被扶養者である

⑤同一の不妊治療に対し、他の市区町村から同様の助成を受けていない

**対象治療**：一般不妊治療および生殖補助医療のうち、保険適用となるもの

**助成回数**：夫婦１組に対し通算して６回を限度とする

**助成金額**：自己負担額（１か月の上限は高額療養費限度額の額）のうち、次の額を控除

した額。ただし、夫婦１組につき一回の申請あたり10万円を限度とする

①保険給付額

②加入する健康保険組合等において、保険給付額に追加して給付がある場合

は、その額

４．大人の風しん予防接種助成事業

　妊娠初期の女性が風しんに感染すると、赤ちゃんに心臓病や難聴といった先天性風しん症候群が起こる恐れがあります。

町では妊娠を希望している夫婦、または妊婦の夫で予防接種の必要のある方に対して、風しん予防接種費用の一部を助成します。

**対象者**：越生町に住民登録があり、風しん抗体検査の結果（**予防接種の接種日前1年以内に受けたもの**）で抗体価が低いと判定され、以下に該当する方。

**女　　性**：妊娠を予定または希望し、接種当日において１６歳以上５０歳未満の方

**男　　性**：妊娠を予定・希望している女性の配偶者、または風しん抗体価が低いと判定さ

れた妊婦の配偶者（婚姻の届出をしていなくても同居していれば可）

**助成金額**：風しん単独ワクチン：３，０００円

麻しん・風しん混合（ＭＲ）ワクチン：５，０００円

※生活保護世帯は全額助成

※接種費用が助成金額に満たない場合は、医療機関に支払った額になります。

**申請方法：**接種後1年以内に、以下のものを持参し保健センターで申請してください。

・医療機関が発行した接種を証明する書類

・医療機関が発行した接種費用領収書

・風しん抗体検査結果（**予防接種の接種日前1年以内に受けたもの**）

・母子健康手帳（対象者が風しん抗体価の低い妊婦の配偶者である場合）

・助成金を振り込む金融機関の通帳（振込先を確認できるもの）

・印鑑

（※生活保護受給者は生活保護受給者証）

**埼玉県では、風しん抗体検査を無料で受けることができます**

**対象者：**以下のいずれかに該当する方

・過去に検査、予防接種を受けたことがなく、風しんにかかったことがない方

・妊娠を希望する１６歳以上５０歳未満の女性とその同居者

・「妊婦健診の結果、抗体価が低い（ＨＩ法で３２倍未満）と判明した妊婦」

の同居者

**検査方法：**①埼玉県ホームページから「検査申込書」を印刷し、記入しましょう。

②埼玉県ホームページの「検査実施医療機関」から、希望する医療機関に事

前に連絡しましょう。

③医療機関に行くときは、対象者の要件が確認できる健康保険証等を持参しましょう。

**越生町内実施医療機関**

・越生メディカルクリニック　　　電話：０４９－２７７－１１１９

・かあいファミリークリニック　　電話：０４９－２９９－６２２２

・市川医院　　　　　　　　　　　電話：０４９－２９２－３０１１

◎町外実施医療機関や、詳しい内容は埼玉県のホームページをご覧ください。

**妊　娠　期**

１．妊婦健康相談・訪問

　妊娠はこころとからだに様々な変化をもたらし、また、ご家庭やお仕事の状況など日常生活にも大きな変化が生じます。

**![\\nas-02\fukushi\保健センター\母子保健事業\母子(菅谷）\子育てイラスト\yjimage[3].jpg]()**保健センターでは、妊娠・出産に関するこころとからだの健康相談に応じています。保健師が訪問し相談に応じることもできますので、お気軽にご相談ください。

２．栄養相談

　管理栄養士による栄養相談がご利用いただけます。

※１ページの栄養相談をご覧ください。

３．低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業

低所得の妊婦の方を対象に経済的負担を軽減し、その後の必要な支援につなげることを目的として、初回産科受診（妊娠判定のための受診）を助成します。

**対象者：**市販の妊娠検査薬で陽性を確認し、初回産科受診をした日に越生町に住所があり、以下の要件に該当する方

・町民税が非課税である世帯の方

・生活保護世帯の方

**助成額：**保険外診療で行った、妊娠判定に要した検査費用として、上限1万円

**申請方法：**初回産科受診日から3か月以内に、以下のものを持参し保健センターで申請してください。

・越生町低所得の妊婦に対する初回産科受診費助成金交付申請書兼請求書

・初回産科受診料に係る医療機関等が発行する領収書及び明細書（コピー不可）

・振込口座情報を証明する書類等の写し

・住民登録が１月１日時点において、町内に住所を有していない場合は、世帯全員　の市区町村民税非課税証明書

・印鑑

４．妊娠届･母子健康手帳の交付

妊娠の確認ができたら早めに母子健康手帳の交付を受けてください。母子健康手帳は妊娠中から出産、お子さんの健康診査、予防接種の記録を保存しておくことができます。

**![\\nas-02\fukushi\保健センター\母子保健事業\母子(菅谷）\画像（マタニティ、うめりん）\maternitymark_01[1].jpg]()**母子健康手帳の交付時は保健師がすべての妊婦さんと面接をし、妊婦さんの体調や不安なことがないかなどのお話しを伺います。代理の方が届出を行う場合には、後日電話連絡や訪問等で妊婦さん本人から体調の確認をいたします。

※妊娠届出の際には妊婦さん本人のマイナンバーが必要となりますので、マイナンバーが確認できるものと本人確認できるものをお持ちください。

５．妊婦健康診査

　妊娠中は特に変わったことがなくても、お母さんの健康状態や

赤ちゃんの健やかな発育のために、定期的に妊婦健康診査を受けましょう。

【妊婦健康診査助成券について】

妊娠届出・母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券を交付します。この助成券は、健康診査の費用の一部を公費で負担するものです。**助成券の上限を超えた分の費用は自己負担となります。**町外へ転出された場合には、転入先の市町村で残っている助成券が交付されます。

**受診間隔の目安**：妊娠初期～23週まで　4週間に1回

妊娠24週～35週まで　2週間に1回

妊娠36週～分娩まで　1週間に1回

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 健診回数 | 助成券 | 主な健診内容 | 市町村負担限度額 |
| １回 | ＨＩＶ抗体検査助成券 | HIV抗体検査 | 2,290円 |
| 子宮頸がん検診助成券 | 子宮頸がん検診（細胞診） | 3,500円 |
| 助成券① | 基本的な妊婦健康診査、血液検査（ＡＢＯ血液型・Ｒｈ血液型、不規則抗体、梅毒血清反応検査、血算、血糖）風疹ウイルス抗体検査Ｂ型肝炎（HBs）抗原検査Ｃ型肝炎（HCV）抗体検査 | 14,070円 |
| ２回 | 助成券② | 基本的な妊婦健康診査 | 5,010円 |
| ３回 | 助成券③ | 基本的な妊婦健康診査、超音波 | 8,010円 |
| ４回 | 助成券④ | 基本的な妊婦健康診査 | 5,010円 |
| ５回 | 助成券⑤ | 基本的な妊婦健康診査 | 5,010円 |
| ６回 | 助成券⑥ | 基本的な妊婦健康診査、超音波、血液検査（血算、血糖） | 8,110円 |
| ７回 | 助成券⑦ | 基本的な妊婦健康診査 | 5,010円 |
| ８回 | 助成券⑧ | 基本的な妊婦健康診査 | 5,010円 |
| ９回 | 助成券⑨ | 基本的な妊婦健康診査 | 5,010円 |
| 10回 | 助成券⑩ | 基本的な妊婦健康診査、超音波、Ｂ群溶血性レンサ球菌（GBS）検査 | 8,810円 |
| 11回 | 助成券⑪ | 基本的な妊婦健康診査ノンストレステストをはじめとする妊婦健康診査として必要な検査 | 5,710円 |
| 12回 | 助成券⑫ | 基本的な妊婦健康診査、超音波、血液検査（血算） | 8,110円 |
| 13回 | 助成券⑬ | 基本的な妊婦健康診査 | 5,010円 |
| 14回 | 助成券⑭ | 基本的な妊婦健康診査 | 5,010円 |
| HTLV－1抗体検査助成券 | HTLV－1抗体検査（妊娠３０週頃までに実施） | 3,040円 |
| 性器クラミジア検査助成券 | 性器クラミジア検査（妊娠３０週頃までに実施） | 2,000円 |
| 新生児聴覚検査助成券 | 新生児聴覚検査（生後1か月までに実施） | AABR:5,000円OAE:3,000円 |
| 産婦健康診査助成券① | 基本的な産婦健康診査、こころの健康チェック | 5,000円 |
| 産婦健康診査助成券② | 基本的な産婦健康診査、こころの健康チェック | 5,000円 |

**妊婦健康診査助成券の種類と助成額：**

※医師の判断により検査の実施時期や回数が標準の時期と異なる場合があります。

【里帰り出産される方へ】

　出産前後に帰省する（里帰り出産）の場合は、できるだけ早期に分娩施設に連絡しましょう。

埼玉県内妊婦健康診査を受診する場合は、越生町の助成券を利用できます。県外で受診する場合は、越生町の妊助成券を利用可能な場合と、後日助成金額を精算する場合があります。**後日精算する場合には、妊婦健康診査に要した費用がわかる領収書等が必要となります。**

◎里帰り出産などで県外の医療機関で妊婦健康診査を受診される際は、妊婦健康診査の契約医療機関か確認いたしますので、妊婦健康診査助成券を交付時に、受診予定の医療機関名、医療機関の住所と電話番号をお知らせください。

６．妊婦タクシー利用料金助成事業

妊婦さんの体への負担や経済的な負担を軽減し、健やかな出産に寄与することを目的に妊婦タクシー利用券をお渡しています。妊婦さんが産婦人科への通院や外出をするときにタクシーを利用した場合、運賃の一部を助成します。

**対象者**：越生町に住民登録がある妊婦（越生町の妊婦健康診査助成券をお持ちの方）

※町外へ転出された場合は対象外になりますのでご注意ください。

**利用できる期間**：妊娠の届出～妊婦の出産に係わる入院が終了する日まで

**助成額等**：妊婦健康診査助成券の残枚数に応じて、利用できる回数が変わります。

1回の乗車につき６枚（１枚あたり５００円）まで使用できます。

**申請から利用のながれ**

1. 保健センターで申請します。

妊娠届出・母子健康手帳交付時に妊婦タクシー利用券を発行します。

1. タクシーを利用する時、妊婦タクシー利用券を使います。

券に記載されたタクシー会社を利用の場合

・越生町妊婦タクシー利用券と母子健康手帳を提示してください。

・妊婦タクシー利用券１枚と不足の金額を運転者に支払って精算してください。

（１回の乗車につき６枚使用できます。１枚につき５００円を助成します。料金から、タクシー利用券分を引いた額をお支払いください。）

券に記載されていないタクシー会社を利用の場合

・タクシー利用料金を運転者に支払い、必ず領収書を受け取ってください。

・出産後、領収書を添えて申請をしていただきます。

③妊婦タクシー利用券の返却

　　 　　出産後、赤ちゃん訪問に伺います。残ったタクシー利用券をご返却ください。

町外へ転出された場合や妊娠を継続されない場合にも、ご返却ください**。**

７．ママパパ教室

****ママパパ教室では、赤ちゃんのお風呂の入れ方、管理栄養士による妊娠中の栄養の講話、妊“夫”擬似体験を行います。ママ、パパの参加をお待ちしています。

**実施時期：５月、１１月（個別通知あり）**

**※実施日に都合のつかない場合は、個別に調整いたします。**

知ってほしい　健康のはなし　パート1

◇たばこについて

**妊娠中**

たばこは妊婦さんのへその緒の血流を少なくすることから、赤ちゃんの発育・発達が阻害され、未熟児や低出生体重児となる危険があります。流産・早産、前期破水（早すぎる破水）、常位胎盤早期剥離（出産前に胎盤が子宮からはがれてしまうこと）を起こしやすくします。**妊娠中は必ず禁煙**しましょう。また、お母さん自身がたばこを吸わなくても、周囲の人々のたばこも影響を及ぼします（受動喫煙）。

**ご家族も禁煙**に協力しましょう。

**赤ちゃんがうまれたら**

赤ちゃんが受動喫煙する事により乳幼児突然死症候群（ＳＩＤＳ）や喘息、肺炎などの危険が高まります。たばこから赤ちゃんを守りましょう。



◇お酒について

**妊娠中**

　　お酒は、へその緒を通じで赤ちゃんに流れるため、赤ちゃんの発育（特に脳）に影響を及ぼします。**妊娠中は必ず禁酒**しましょう。

**赤ちゃんがうまれたら**

　　母乳はお母さんの血液からつくられます。そのため、お母さんがお酒を飲んで授乳すると、赤ちゃんもお酒を飲んでいるのと同じことになってしまいます。母乳をあげている期間はお酒を控えましょう。

◇マタニティーブルーズについて

妊娠出産はホルモンバランスの変化や慣れない育児の疲れなどが原因で、お母さんが涙もろくなったり、イライラしたり、落ち込んだりと精神的に不安定になりやすい時期でもあります。個人差もありますが、多くのお母さんが経験しています。

休養につとめ、リラックスすることで解消されていきます。症状が長く

続く場合には、「産後うつ」が心配されます。

「産後うつ」は産後のお母さんの１０～１５％に起こるとされています。

「産後うつかもしれない…」と思ったときは迷わず、**産院の医師や看護師、**

**保健センターの保健師にご相談ください。**



◇妊婦さんが気をつける感染症

**リステリア**

食中毒の細菌です。母体が重篤な状況になることはまれですが、赤ちゃんに感染による影響が出る場合があります。

【気をつける食材】

肉や魚のパテ、スモークサーモン、ナチュラルチーズ（加熱がしっかりしてあるプロセスチーズはＯＫ）、など

【感染予防対策】

・期限内に食べきるようにし、開封後は期限に関わらず速やかに消費しましょう。

・冷蔵庫を過信せず、保存する場合は冷凍庫やチルド室を活用しましょう。

　　冷蔵室は扉の開閉で設定温度が高くなりやすく、また、リステリアは低温であるほど繁殖しにくいため、より温度が低いチルド室（０℃～２℃）での保管が望ましいとされています。

・加熱をしっかり行うことで予防できます。

食べる前に十分加熱しましょう。

・生野菜や果物などは食べる前によく洗いましょう。

**トキソプラズマ**

　目には見えないサイズの小さな原虫です。妊婦さんが初めて感染した場合に、赤ちゃんに影響がでる場合があります。（流産・死産・目や脳の障がいなど）

【気をつける食材・気をつけること】

・生肉（生ハム、ローストビーフ、パテ、馬刺し、鶏刺し等）、ナチュラル

チーズなど

　　・土いじり、生水、猫の糞など

【感染予防対策】

　　・食べ物は食べる前に十分加熱しましょう。

・生野菜や果物などは食べる前によく洗いましょう。

・土いじりや猫のお世話を行う時は手袋、マスク、めがねを

装着し、作業後は手をよく洗いましょう。

**ジカウイルス**

　　ジカウイルス感染症は、主にジカウイルスを持っている蚊に刺されることによって感染する病気です。妊婦さんが感染すると赤ちゃんが小頭症になることがあると言われています。

感染予防のために以下のことに気をつけましょう。

・野外活動時は、虫除けスプレーや長袖を着用し蚊に刺されないように気をつけましょう。

・蚊が発生しやすい小さな水たまりを作らないように、庭のバケツなどの容器に水がたまらないようしましょう。











出産後の時期

１．新生児・乳児・産婦訪問

赤ちゃんが生まれたすべてのお宅に保健師が訪問しています。出産後、お母さんやお子さんの体調確認と、訪問日程の調整のため電話連絡させていただきます。ご希望の方は助産師も一緒に訪問できます。

訪問では、赤ちゃんの身長・体重の計測、予防接種の説明、お母さんの体調確認や育児相談等をさせていただきます。

赤ちゃんと接していて気持ちが抑えきれなくなった時には、安全な場所に赤ちゃんを寝かせて、その場を離れて深呼吸してみましょう。もし、**心配なことがあれば産院の医師や看護師、保健センターの保健師にご相談ください。**

２．新生児聴覚検査費用助成事業

新生児期の入院中または外来で実施した聴覚検査費用のうち５，０００円を上限に助成します。この検査は新生児の聴覚機能の状況を早期に把握することを目的にしています。生まれてくる赤ちゃん１，０００人のうち１～２人は耳の聞こえ（聴力）に障がいがあると言われています。早い段階で適切な支援を行うことで、言葉の発達等への影響を最小限に抑えることができます。

**対象者**：検査日当日に越生町に住民登録がある新生児の保護者

**対象となる検査/実施時期**

新生児期の入院中または外来において実施した、以下のいずれかの聴力新生児検査

自動聴性脳幹反応検査（AABR）/耳音響放射検査（OAE）

※特別な事情のある場合は生後６か月までに実施した検査も申請可能です。

**助成額等**：新生児１人につき、初回検査料に対して5，000円を上限に助成します。

※再検査や精密検査に係る費用は対象外になります。

**申請方法**：**契約医療機関で検査する場合**は、妊婦健康診査助成券についている、新生児聴覚検査助成券をご利用ください。

**●**AABRの場合、実施後の申請の必要はありません。

**●**OAEの場合、助成券で3，000円が補助されます。3，000円を超えた費用のうち2，000円を上限に補助を行います。

**契約医療機関以外で検査をする場合（里帰り出産等）**は、以下のものを持参し保健センターで申請してください。

・新生児聴覚検査費用助成金交付申請書兼請求書

（保健センターにあります。）

・受診した医療機関が発行した領収書の写しまたは、その他新生児聴覚検査の

受診に際し負担した費用の額を確認することができる書類

・母子健康手帳（新生児聴覚検査結果が確認できるもの）

・助成金を振り込む金融機関の通帳（振込先を確認できるもの）

・印鑑

３．産後健診推進事業

　産後おおむね１か月を目安に医療機関で行う産後健診の費用のうち５，０００円を上限に助成します。産後健診は、産後１か月頃を目安に、出産で変化した母体の回復状況を確認し、その後の健やかな子育てにつなげていただくためにとても重要な健診です。

**対象者**：健診日当日に越生町に住民登録がある産婦

**対象となる健診**：産婦に対して概ね産後１か月前後に医療機関で実施する産後健診

（産婦の身体的機能の回復、授乳状況、精神状態の把握等を行うもの）

**助成額等**：産婦1人につき1回、産後健診費用に対して５，０００円を上限に助成します。

**申請方法**：**契約医療機関で検査をする場合**は、妊婦健康診査助成券についている、産婦健康診査助成券を病院に提出してください。

**契約医療機関以外で受診をする場合（里帰り出産等）**は、以下のものを持参し

保健センターで申請してください。

・越生町産後健診推進事業助成金交付申請書兼請求書

（保健センターにあります。）

・受診した医療機関が発行した領収書の写しまたは、その他産後健診の受

診に際し負担した費用の額を確認することができる書類

・母子健康手帳（産後健診結果が確認できるもの）

・助成金を振り込む金融機関の通帳（振込先を確認できるもの）

・印鑑

４．未熟児養育指導・未熟児養育医療

未熟児は生理的に未熟で、病気にかかりやすい傾向があります。ご両親も不安に感じることも多いため、赤ちゃんのすこやかな成長を支援するため、訪問指導と医療費の支給制度があります。詳しくは、保健センターにお問い合わせください。

５． 産後ケア事業

安心して子育てができるように、出産後１年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行います。利用には相談、申請が必要です。

**利用できる方：**越生町に住民登録がある母子で、以下のいずれかに該当する方

・産後において家族等から育児等の援助が受けられない方

・産後に心身の不調又は育児に対する不安等がある方

※ただし、感染症にかかっている方、治療の必要がある方は除きます。

**内　　容：**お母さんの身体のケア、お母さんの心のサポート、授乳に関する指導

育児指導、相談等

**種　　類：**宿泊型　産後ケア施設（医療機関等）に宿泊し、ケアを受けます。

通所型　産後ケア施設（医療機関等）に日帰りで滞在し、ケアを受けます。

訪問型　助産師などの専門職のスタッフが訪問し自宅などでケアを受けます

**利用者負担額：**自己負担あり。（町民税非課税世帯、生活保護世帯は無料。）

**利用方法：**利用を希望する場合は保健センターにご相談ください。

知ってほしい　健康のはなし　パート2

◇乳幼児突然死症候群（ＳＩＤＳ）について

乳幼児突然死症候群（ＳＩＤＳ）とは、それまで元気だった赤ちゃんが睡眠中に何の前ぶれもなく亡くなってしまう病気です。原因はわかっていませんが、下記のような点を日頃から心がけることで、この病気の発生を減らせることがわかっています。

・赤ちゃんを寝かせるときは、あお向けに寝かせましょう。

※医学的な観点から、医師がうつぶせ寝をすすめる場合があります。

このような場合は医師の指示にしたがってください。

・妊娠中の喫煙が関係しているといわれています。妊娠中は禁煙し、赤ちゃんの

受動喫煙に気をつけましょう。

・母乳の出方には個人差がありますが、出る場合はできるだけ母乳で育てましょう。

◇埼玉県の救急電話相談（＃７１１９）

埼玉県が実施している救急電話相談は、突然のけがや体調の変化に対して、家庭での対処方法やすぐに受診すべきかどうかを看護師の相談員に相談できます。

**１．小児救急電話相談　　　＃８０００からも電話が出来ます**

つながらない場合　０４８－８３３－７９１１

**２．大人の救急電話相談**

**３．医療機関案内**医療機関の案内のみ

　　　　　　　　　　　　　相談は対応していません

　　　　　　　　　　　　　歯科・口腔外科・精神科のご案内はしていません

**相談時間**：24時間年中無休

◇乳幼児揺さぶられ症候群について

生後６か月以下の赤ちゃんを強く揺さぶると、未発達の脳に出血を生じさせ、脳の障がいをおこす場合があります。

赤ちゃんはよく泣きます。「おなかがすいた、おむつが汚れた、暑い、寒い、

だっこして欲しい、眠い、具合が悪い・・・」など、すべて泣いて表現します。

お散歩に連れ出したり、いろいろ手を尽くしてみても泣きやまないこともあります。優しくあやしても泣きやまないこともありますが、激しく揺さぶらないように気をつけましょう。

子 育 て 期

１．育児相談・栄養相談

　保健センターで毎月実施しています。身長・体重測定、発育発達の確認、育児の相談を保健師がお受けします。また、管理栄養士や助産師へ詳しく相談できる日程もあります。日程は、保健センター事業のご案内をご確認ください。

※育児相談日には、ボランティアによるおもちゃ図書館・おもちゃ病院を実施している日があります。おもちゃ図書館・おもちゃ病院に関しては社会福祉協議会へお問い合わせください。

　（社会福祉協議会）TEL:０４９－２９２－２９７７

※子育て支援センター「すくすく」でも、月に１回保健師による育児相談日（のびのびサロン）を設けています。

２．乳幼児健康診査（個別通知あり）

　乳幼児健康診査は母子保健法に定められており、すべての市町村で実施しています。お子さんの健康状態、発育、発達の確認、育児の相談などができます。**必ず受診しましょう。**

日程は、保健センター事業のご案内をご確認ください。

※**受診できない時は、近況をお知らせください。**

【乳児健康診査】

乳児を対象に身体計測、内科診察、管理栄養士による離乳食相談、保健指導を行います。

前期乳児健康診査：３か月～５か月

後期乳児健康診査：９か月～１１か月

【１歳６か月児健康診査】

１歳６か月から１歳１０か月の幼児を対象に、身体計測、内科診察、歯科診察、歯科衛生士によるブラッシング指導、保健指導を行います。

【３歳児健康診査】

３歳３か月から３歳７か月の幼児を対象に、身体計測、内科診察、歯科診察、歯科衛生士によるブラッシング指導、視力検査、聴力検査、尿検査、保健指導を実施します。

３．ブックスタート事業

　町では乳児健康診査の際に、赤ちゃんと保護者が絵本を介して“暖かくて楽しいことばのひととき”を持つことを応援するために、すべての赤ちゃんと保護者に絵本をプレゼントしています。お子さんとのコミュニケーションにぜひお役立てください。

４．こどもの発育相談（要予約）

言葉の遅れや、落ち着きのなさなど発育発達が心配されるお子さんと保護者に対して、小児科医、言語聴覚士、臨床心理士による発育発達相談を行っています。相談前に保健師と個別面談を行います。

５．親子のふれあいベビーマッサージ教室（個別通知あり）

概ね2か月～10か月の赤ちゃんと保護者を対象に、助産師によるベビーマッサージ教室を行います。



６．わくわく栄養講座

食事に対する関心を高めることを目的に越生町内の保育所、

幼稚園へ保健師、管理栄養士が訪問し、園児へ食事についての

講話やエプロンシアター等を行います。

７．予防接種

生まれてすぐの赤ちゃんは、お母さんからへその緒を通じて移行した免疫によって、風邪などをひきにくい状態にあります。しかし、お母さん由来の免疫は次第になくなり、生後２～３か月を過ぎると、いろいろな感染症にかかりやすい状態になります。感染症にかかると、抵抗力がついてその感染症に感染しにくくなります。

この免疫を獲得する作用を利用したのが「予防接種」です。子どもがかかると重症化しやすい感染症を、予防接種で防ぐことで、たくさんの命が救われるようになりました。生**後2か月を過ぎたら計画的に予防接種を行いましょう。**

予防接種には定期予防接種と任意予防接種があります。定期予防接種とは、予防接種法に基づき町が実施するものです。任意予防接種とは、接種を受ける方と医師との相談によって判断し行われるものです。詳しくは、保健センター事業のご案内をご確認ください。

（１）定期予防接種

原則として、接種対象者に個別に通知します。接種費用は全額を公費で負担しています。

（２）任意予防接種

町では、任意予防接種費用の一部を助成しています。接種を希望する場合は、母子健康手帳と印鑑をご持参のうえ、保健センターにお越しください。

インフルエンザ予防接種は接種後に助成します。

※任意予防接種は、越生町と契約した医療機関で接種を受けられます。今年度の予防接種指定医療機関については〈資料編〉をご確認ください。

【異なる種類のワクチンを接種する場合の間隔について】

　予防接種で使うワクチンには、生ワクチンと不活化ワクチンがあります。異なる種類のワクチンを接種する場合には、正しい接種間隔をあけることが必要です。

27日以上あける

生ワクチン

（注射）

生ワクチン

（注射）

●麻しん・風しん混合　●麻しん　●風しん

●BCG　●水痘　●おたふくかぜ

![\\nas-02\fukushi\保健センター\母子保健事業\母子(菅谷）\子育てイラスト\medical_yobou_chuusya_baby[1].png]()

　※経口生・不活化ワクチンにおいては接種間隔に制限はありません。

知ってほしい　健康のはなし　パート3

◇離乳食について

生後５、６か月頃になると離乳食がはじまります。あわてず、赤ちゃんの個性に合わせてゆっくり進めてください。離乳食は、本格的な食事への練習期間です。赤ちゃんの消化能力はまだまだ未発達です。消化のよいすりつぶした状態の食事から、だんだんと固さのある物へ進めていき、色々な味や舌触りを覚えていきます。毎回赤ちゃんの分だけ作るのは大変な事ですので、うまく大人の食事から取り分けて、赤ちゃんと一緒にご飯を楽しみましょう。



乳児ボツリヌス症に注意

１歳未満の乳児の腸内細菌の生態系は、ボツリヌス菌が定着してしまう

状態になっていることがあるため、大人が食べても健康に影響がない食品で

も、乳児が食べると「乳児ボツリヌス症」という病気になることがあります。

　これは、ボツリヌス菌の芽胞（がほう）を摂取することによって発症します。

芽胞（がほう）は加熱しても死滅しないため、一般的な食品の加工では取り除く

ことができません。

ボツリヌス菌の芽胞が心配される食品は、ハチミツ、コーンシロップ、洗浄や

皮むきが不十分な野菜を使った野菜ジュースなどがあります。

１歳未満の乳児にハチミツをあげないように気をつけましょう。

◇幼児食について

１歳６か月をすぎ離乳が完了する頃になると、子ども自身も自分で食べたいという気持ちが出て、フォークやスプーン、箸などを使って食事がだんだん出来ます。「ぐちゃぐちゃ」「ポイッ」「べーっ」など遊び食べで大人はイライラしますが、３歳代になると落ち着いてくるので、大切な過程と思い、つきあってあげましょう。おやつ（間食）は４回目の食事です。３食を基本に、不足している栄養や水分を補うための間食。油分や糖分、エネルギーの取りすぎに注意が必要です。小さなおにぎりや、サンドウィッチ、バナナなどの果物と乳製品の組み合わせもお勧めです。



≪資　料≫

令和７年度予防接種指定医療機関

関係機関連絡先一覧

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和７年度予防接種指定医療機関

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 医療機関名 | 場所 | 電話番号 | 定　　期　　接　　種 | 任意 |
| ＢＣＧ | ポリオ | 五種混合 | 二種混合 | ＭＲ | 麻しん | 風しん | 日本脳炎 | 小児用肺炎球菌 | ヒブ | 子宮頸がん | 水痘 | Ｂ型肝炎 | ロタウイルス | おたふくかぜ |
| かあいファミリークリニック | 越生町 | 049-299-6222 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ゆずの木台クリニック | 毛呂山町 | 049-295-5158 | × | × | × | × | × | × | × | ○※１ | × | × | × | × | × | × | × |
| 長瀬クリニック | 毛呂山町 | 049-295-0708 | × | × | × | ○ | ○ | × | × | ○ | × | × | × | ○ | × | × | ○ |
| 初野医院 | 毛呂山町 | 049-294-7713 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| おっぺ小児科アレルギー科クリニック | 毛呂山町 | 049-295-5550 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ | 〇 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 福島内科 | 鳩山町 | 049-298-0600 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 鳩山第一クリニック | 鳩山町 | 049-296-6800 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 浅羽クリニック　※２ | 坂戸市 | 049-284-1114 | × | × | × | ○ | ○ | × | × | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ | × | ○ |
| 坂戸西診療所 | 坂戸市 | 049-289-5111 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 渋谷こどもクリニック | 坂戸市 | 049-284-1881 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 藤井小児科医院 | 坂戸市 | 049-283-7272 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 花水木こどもクリニック | 坂戸市 | 049-282-8732 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 厚友クリニック | 鶴ヶ島市 | 049-272-3903 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| しんまちクリニック | 鶴ヶ島市 | 049-271-6154 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 〇 | ○ |
| 鶴ヶ島医院 | 鶴ヶ島市 | 049-285-0179 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| みなくち小児科 | 鶴ヶ島市 | 049-287-5755 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 若葉こどもクリニック | 鶴ヶ島市 | 049-279-0070 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 芳村医院 | 日高市 | 042-985-1433 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| こどもクリニックいとう小児科 | 東松山市 | 0493-34-4145 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 清水小児科アレルギークリニック | 嵐山町 | 0493-61-2431 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 埼玉医科大学病院　※３ | 毛呂山町 | ※４ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × |

※１　中学生以上※２　小学生以上※３　埼玉医科大学病院での予防接種は継続して治療を行っている方が対象となります。主治医にご確認ください。　　　越生町保健センター※４　埼玉医科大学病院の電話番号については、越生町保健センターにお問い合わせください。　　　　　　　　　　　　　049-292-5505 |

関係機関連絡先一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 機　関　名 | 所在地・電話 |
| 保健センター | 所在地　越生町大字越生９１７番地電　話　０４９－２９２－５５０５F A X　０４９－２９２－５６２３ |
| 健康福祉課福祉担当 | 所在地　越生町大字越生９００番地２電　話　０４９－２９２－３１２１（内線１１３）F A X　０４９－２９２－６４０５ |
| 子育て支援課 | 所在地　越生町大字越生９００番地２電　話　０４９－２９２－３１２１（内線１６２）F A X　０４９－２９２－６４０５ |
| 越生保育園 | 所在地　越生町大字越生１０４６番地４電　話　０４９－２９２－２２３１F A X　０４９－２９２－２２３１ |
| 子育て支援センターすくすく（山吹保育園敷地内） | 所在地　越生町大字如意９８番地２　電　話　０９０―４５２０－５７０９利用時間：月曜日～金曜日 午前9時～１２時午後１時～３時３０分 |
| 山吹保育園 | 所在地　越生町大字如意９８番地２電　話　０４９－２９２－５６８４F A X　０４９－２９２－５８１５ |
| 越生みどり幼稚園 | 所在地　越生町大字越生９５０番地電　話　０４９－２９２－２１０６F A X　０４９－２９２－２１０６ |
| 坂戸保健所 | 所在地　坂戸市石井２３２７－１電　話　０４９－２８３－７８１５F A X ０４９－２８４－２２６８ |
| 川越児童相談所 | 所在地　川越市宮元町３３－１電　話　０４９－２２３－４１５２F A X　０４９－２２４－５０５６ |
| 埼玉医科大学病院 | 所在地　毛呂山町毛呂本郷３８番地電　話　０４９－２７６－１１１１（代表） |

![C:\Users\424\Desktop\母子(菅谷）\画像（マタニティ、うめりん）\B-24[1].jpg]()

　　　　埼玉県けんこう大使

　　　　越生町のマスコット「うめりん」